特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	予防接種·母子保健·健康診断·保健指導勧奨に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、予防接種・母子保健・健康診断・保健指導勧奨も関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県天童市長

公表日

令和4年2月9日

I 関連情報				
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務			
①事務の名称	予防接種・母子保健・健康診断・保健指導勧奨に関する事務			
②事務の概要	①予防接種法に基づき、対象者に定期または臨時の予防接種を実施するとともに、必要な措置を講じるための事務全般 ②母子保健法に基づき、妊産婦、乳幼児並びに父母に対し行う保健指導、健康診査、医療その他の必要な措置を実施するための事務全般 ③母子保健法に基づき、母子健康包括支援センターが事業を実施することに関する事務 ④健康増進法に基づき、生活習慣の改善に関する相談及び訪問指導、がん検診等健康診断の実施並びに保健指導、その他健康増進事業に必要な措置を実施するための事務全般 ⑤市で定めた要綱等により行う予防接種・母子保健・健康診断・保健指導勧奨に係る事務 ⑥新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務 ・プクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び各法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。 ・予防接種の実施に係る予診票の発行や接種歴の管理及び接種勧奨その他必要な措置に関する事務・妊産婦、乳幼児並びに父母の状況把握や保健指導、健康診査状況の管理、医療その他の必要な措置に関する事務			
③システムの名称	・がん検診等、健康診断の実施に関する状況や結果、費用徴収等の管理、指導勧奨その他必要な措置に関する事務 健康管理システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)、ワクチン接種記録システム			
	(VRS)			
2. 特定個人情報ファイル	·名			
予防接種対象者ファイル、母・	子保健対象者ファイル、健診対象者ファイル			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第九条及び別表第一の十、四十九、七十六の項及び九十三の二 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十条、第四十条、第五十四条及び第六十七の二 ・番号法第十九条第十六号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第十九条第六号(委託先への提供)			
4. 情報提供ネットワーク:	システムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢>			
②法令上の根拠	・番号法第十九条第八号、別表第二の十六の二、十六の三、十七、十八、十九、五十六の二、六十九の二、七十及び百十五の二の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十三条、第三十条第七号、第三十八条の三、第三十九条及び百十五の二の項 新型インフルエンザ【情報提供】 ・(別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第59条の2)(※別表第二の115の2の項) 新型インフルエンザ【情報照会】 (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令(第59条の2)(※別表第二の115の2の項)			
5. 評価実施機関における	5.担当部署			
①部署	大章市健康福祉部健康課、同保険給付課、同新型コロナウイルスワクチン接種対策室			
②所属長の役職名	大里 中 健康 福祉 中 健康 は、 向 味 映 和 り は、 向 新 空 コロ ア ウイル ヘ ウケ テン 接 種 対 泉 室 健康 課 長 保 険 給 付 課 長 新 型 コロナ ウイルス ワクチン 接種 対 策 室 長			
6. 他の評価実施機関				
7 特史個人権級の関ラ	•訂正•利用停止請求			
7. 特定個人情報の開水				
請求先	〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号 天童市総務部総務課 TEL 023-654-1111(内312)			
請求先	天童市総務部総務課			
請求先	天童市総務部総務課 TEL 023-654-1111(内312)			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		3年4月1日 時点				
3. 重大事故							
	以内に、評価実施機関において特定個人 する重大事故が発生したか		発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書 3)基礎項目評価書及び重点項目評価書 3)基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ 』	重点項目評価書又は全	≧項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	クシステムを通じた提	供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]#	接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・점	客 発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更簡所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	2-1-①	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	2-2-①	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年1月6日	1-1-2	略	母子保健法に基づき、母子健康包括支援セン ターが事業を実施することに関する事務を追加	事前	母子保健情報連携開始のた め
令和2年1月6E	1-4-2	略	番号法別表六十九の二の項、番号法別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令第三十八条の三を追加	事前	母子保健情報連携開始のため
	1-1-2	略	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務	事前	新型インフルエンザ等対策特別措置法による情報連携開始のため
	1—3	略	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	新型インフルエンザ等対策特別措置法による情報連携開始のため
	1-4-2	略	新型インフルエンザ等対策特別措置法による 予防接種の実施に関する情報であって主務省 令で定めるもの	事前	新型インフルエンザ等対策特別措置法による情報連携開始のため
	1-1-2	略	⑦新型コロナワクチン感染症対策に係る予防 接種事務 ・ワクチン接種配録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種配録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種配録の照会・提供を行う。	事後	
	1-1-3	健康管理システム、団体内統合宛名システム (中間サーバーコネクタ)	健康管理システム、団体内統合宛名システム (中間サーバーコネクタ)、ワクチン接種記録シ ステム(VRS)	事後	
	1-3	略	・番号法第十九条第十五号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第十九条第五号(委託先への提供)	事後	
	1-5-①	天童市健康福祉部健康課、同保険給付課	天童市健康福祉部健康課、同保険給付課、同 新型コロナウイルスワクチン接種対策室	事後	
	1-5-2	健康課長 阿彦 里美 保険給付課長 武田 芳仁	健康課長 保険給付課長 新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	事後	
	1-8	〒994-0047 山形県天童市駅西五丁目2番2号 天童市健康福祉部健康課 TEL 023-652-0884 〒994-8510天童市老野森一丁目1番1号 天童市健康福祉部保険給付課 TEL 023-654-1111(内線 754)	〒994-0047 山形県天童市駅西五丁目2番2号 天童市健康福祉部健康課 TEL 023-652-0884 天童市健康福祉部新型コロナウイルスワクチン 接種対策室 TEL 023-652-0882 〒994-8510天童市老野森一丁目1番1号 天童市健康福祉部保険給付課 TEL 023-654-1111(内線 754)	事後	
	2-1-①	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
	2-2-①	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
	1-1-2		・予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書の交付を行う。	事後	
	1—3	・番号法第十九条第十五号(新型コロナウイル ス感染症対策に係る予防接種事務におけるワ クチン接種記録システムを用いた情報提供・照 会のみ) ・番号法第十九条第五号(委託先への提供)	・番号法第十九条第十六号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供、照会のみ)・番号法第十九条第六号(委託先への提供)	事後	
	1—4	・番号法第十九条第七号、別表第二の十六の 二、十六の三、十七、十八、十九、五十六の 二、六十九の二、七十及び百十五の二の項	・番号法第十九条第八号、別表第二の十六の 二、十六の三、十七、十八、十九、五十六の 二、六十九の二、七十及び百十五の二の項	事後	